

鋼製 L 型擁壁工 特記仕様書

第1章 総則

第1条 目的および適用

- 1 この特記仕様書は本工事における鋼製 L 型擁壁工の施工に関し必要な事項について定めるものであり、本特記仕様書に記載されていない事項については、農林土木工事共通仕様書（平成 27 年静岡県告示第 855 号。以下「共通仕様書」という。）によらなければならない。
- 2 本特記仕様書および共通仕様書に記載されない事項については設計図書並びに次の基準によるものとする。

(1) 日本工業規格	…	日本工業規格
(2) 道路土工-施工指針	…	日本道路協会
(3) 道路土工-擁壁工指針	…	日本道路協会
(4) 道路土工-法面・斜面安定工指針	…	日本道路協会
(5) 林道技術指針	…	林野庁

第2章 一般事項

第1条 施工

鋼製 L 型擁壁工の施工においては、壁面材および支柱材をはじめとする各部材を設計図書に示された位置に正しく配置するとともに、盛土の締め固めを慎重におこない、整然とした壁面を確保するよう努めなければならない。

第2条 部材

使用する部材は所定の品質、形状を有し、使用上有害なキズ、ひび割れ、曲がり、ねじれ等の欠陥があってはならない。

第3章 材質および使用

第1条 鋼材

鋼材は、溶融亜鉛メッキ（JIS H8641）仕上げ相当とするが、無処理とした場合は、腐食代を見込むものとする。

また、土圧による圧縮変形に絶える強度を有し、計画法勾配を確保するものでなければならない。

第2条 形状および寸法

各部材の形状および寸法は設計図書によるものとし、主用部材における寸法許容差は以下に示すとおりである。

鋼材 … 幅・高さ・長さ ±20mm

第4章 施工

第1条 準備工

工事に必要な測量をおこない、結果については監督員に報告するものとし、現地地形が当初推定したものと著しく相違する場合は監督員と協議しなければならない。

第2条 床掘工

床掘りは所定の位置および勾配で掘削を行う。その際下記に示された状況が生じた場合には、直ちに監督員と報告・協議し、その指示を受けるものとする。

- (1) 現地土質が当初推定したものより不良であった場合。
- (2) 掘削面より予期しない湧水や地下水が見受けられたとき、また埋設物が確認された場合。
- (3) 掘削のり面崩壊が生じた場合。
- (4) その他、これに類する状況で鋼製L型擁壁工や周辺の安定性を損なう恐れのある兆候が確認された場合。

第3条 各部材の組立および設置

各部材の組立においては、壁面としての平坦性を確保するよう注意を払うだけでなく、鉛直度、水平度、壁面方向の直線性および隣接する壁面材相互の位置を常に確認し、設計図書と相違が生じた場合には、直ちに監督員に報告するとともに、その原因について究明し、監督員の指示により修正を加えるものとする。

各部材は設計図書に基づき配置するとともにその組立には所定の工具資材を適切に使用し、正しく設置しなければならない。

第4条 施工管理

各資材については、搬入時監督員が検収の立会を行なう。万一、日程調整が不可能な場合には、事前に監督員の指示を受けるものとする。

施工途中においても出来形を適切に管理することとする。

出来形および品質における管理基準は共通仕様書のプレキャスト擁壁工に準ずるものとする。